

## 令和6年度 私費外国人留学生に対する各種奨学金奨学生募集要項

令和6年度における私費外国人留学生に対する各種奨学金奨学生(文部科学省(国費)国内採用, 学習奨励費, その他民間奨学金等)への推薦は, この募集要項に基づき留学生を選考し, 複数の奨学金に順次推薦していくための優先順位を決定したうえで行う。順位や選考結果を申請者に一斉に通知はしない。選考後, 来年度に該当する奨学金があれば順次推薦の連絡をするため, 後日大学から学務情報システムメールで連絡が来た際に対応すること。

また, 申請は年1回のため(2次募集は行わない), 令和6年度に奨学金の受給を希望する者は必ず申請すること。申請しなかった者は, 令和6年度には奨学金の推薦は行わないので注意すること。

なお, 令和7年度公益財団法人 KDDI 財団外国人留学生奨学生募集, 公益財団法人平和中島財団外国人留学生奨学金及び公益財団法人佐藤陽国際奨学財団私費留学奨学生等の募集は, 令和6年7月~9月頃通知があると予想され, 令和7年度の私費外国人留学生に対する各種奨学生募集以前に締切られることになるため, この募集要項による順位に基づき推薦を行う。

## 1 申請資格

令和6年4月以降に「留学」の在留資格を有する見込みがあり, 以下の(1)又は(2)に該当する者で, かつ(3)の条件を満たす者。なお, (4)については, これに該当する者。

- (1) 令和6年4月に本学の学部又は大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生
- (2) 令和5年8月から翌年3月の間に, 令和6年4月に本学の大学院に入学するための入学試験を受ける予定の者。ただし, 本募集への申請時点において本学に在学している者に限る。

なお, 入学試験の結果, 令和6年4月に正規生として入学できない場合は, 推薦順位より除外する。

- (3) 令和6年度に奨学金を受ける予定がないか, 月額5万円未満の奨学金を受ける予定になっている者
- (4) 同居する配偶者が奨学金を受給していても応募することができる。また, 既就職者の配偶者と同居している場合は, 配偶者の収入が年間500万円未満の場合のみ応募することができる。

## 2 申請手続

奨学金を希望する者は, 次の書類を学務部留学交流推進課に電子メールで提出する。

- (1) 奨学金申請調書Ⅰ [別紙様式1]
- (2) 学部生は申請調書Ⅱa [別紙様式2],  
大学院生及び大学院入学予定者は申請調書Ⅱb [別紙様式3]
- (3) 申請理由書(指導教員所見を含む) [別紙様式4] (※指導教員から別途提出することも可とする。)
- (4) 昨年度(新入生は今年度前期)の学業成績証明書(学部生のみ)
- (5) 提出書類確認票

## 3 申請期間

令和5年10月3日（火）8時30分（日本時間）から10月16日（月）12時00分（日本時間）まで

（期限を過ぎてからの申請は受け付けすることができないので注意すること。）

## 4 申請書提出先（電子メール送付先）

intl-scholarship@ge.niigata-u.ac.jp（学務部留学交流推進課）

提出の際は、メール本文に「在籍番号」「アルファベットの氏名」を明記してください。  
（提出後、大学から受領確認メールは送付されません。）

## 5 推薦順位の決定及び配点基準

推薦順位の決定は、学部は「在籍年次、成績、面接評価」、大学院は「在籍年次、研究評価、面接評価」により行われる。

それぞれの区分の点数配分は、以下に示すとおりである。

## (1) 在籍年次と成績／研究評価と面接評価との点数配分

在籍年次と成績／研究評価と面接評価を下記の割合で点数配分する。

- ① 学部 在籍年次 1/3 成績 1/3 面接評価 1/3
- ② 大学院 在籍年次 1/3 研究評価 1/3 面接評価 1/3

## (2) 面接項目及び各項目の配点

## ① 主な面接項目

- ・ 学修や研究について
- ・ 社会活動（特に国際交流・地域交流）について
- ・ 将来計画、展望について

## ② 面接評価配点数（100点満点）

項 目	学修・研究	社会活動	将来展望
学部・院			
学 部	50	20	30
大学院	70	10	20

## 6 面接期日

令和5年11月6日（月）・11月7日（火）の予定

面接期日・時間及び会場等についての詳細は、intl-scholarship@adm.niigata-u.ac.jp（※申請書提出先とは@以下が異なるメールアドレス）から別途連絡する。遅くとも5日前までに通知するので、連絡がない場合は問い合わせること。

なお、留学生が希望する場合は、英語による面接も出来るので面接の際申し出ること。

面接日、時間帯が不都合な場合、事前に学務部留学交流推進課に申し出ること。連絡なしに指定の面接時間に欠席したときは、推薦の対象外となる。

## 7 申請者への通知

推薦することが内定した者には、当該奨学財団等からの募集通知について、部局を通じて令和6年10月末日までに順次通知する。

## 8 その他

- (1) 申請者への連絡は学務情報システムメールのみにて行うので、電子メールの受信確認を怠らないこと。
- (2) 現在受給中の奨学金（文部科学省「国費」、外国政府、民間財団、企業等）、その他の収入については、本人及び配偶者について特に正確に記入すること。なお、今までに文部科学省「国費」奨学金を受けた者は、その受給期間も記入すること。
- (3) 申請調書の記載もれ又は虚偽の記載が認められた場合は、申請者登録名簿から抹消することがあるので注意すること。
- (4) 申請者全員が各種奨学財団等に推薦されるとは限らない。また、推薦された場合も採用されるとは限らない。
- (5) 面接は、オンライン形式により実施する。（Zoomを使用するため、マイク・カメラのいずれも使用できる環境が必要である。）